

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年3月1日 |
| 【会社名】 | ザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー (The Procter & Gamble Company) |
| 【代表者の役職氏名】 | 最高法務責任者兼秘書役：デボラ P.マジョラス (Deborah P. Majoras, Chief Legal Officer and Secretary) |
| 【本店の所在の場所】 | アメリカ合衆国 45202 オハイオ州 シンシナチ市 ワン・プロクター・アンド・ギャンブル・プラザ (One Procter & Gamble Plaza, Cincinnati, Ohio 45202, U.S.A.) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 山田 亨 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 |
| 【電話番号】 | (03)3433-3939 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 高橋 俊昭 弁護士 藤本 博之 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 |
| 【電話番号】 | (03)3433-3939 |
| 【縦覧に供する場所】 | なし |

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」又は「P&G」とは、文脈に応じてザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーまたはザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー及びザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの連結子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」又は「ドル」とは、アメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル = 113.33円の換算率（平成28年2月15日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1【提出理由】

2016年2月29日、当社は、ザ・プロクター・アンド・ギャンブル2014ストック・アンド・インセンティブ・コンペンセーション・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。

従って当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定により本臨時報告書を提出する。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(a) 発行数：19,264,841個

(b) 発行価格：無償

(c) 発行価額の総額：無償

(d) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 株式の種類

ザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー記名式無額面普通株式（注）

（注）新株予約権の対象となる株式は、授権済み未発行の当社株式、自己株式又は公開市場で取得した当社株式を使用する。

(2) 株式の内容

(a) 当該株式の保有者は、当社の全株主総会において1株当たり1議決権を有するものとする。

(b) 当社の解散又は清算の場合に権限を有する優先的金額を全てのクラスA優先株式及びクラスB優先株式の保有者に対し支払った後に、普通株式の保有者は、残余資産の全部について権限を有し、各保有株式の割合に応じてその支払いを受けるものとする。

(c) クラスA優先株式及びクラスB優先株式として指定された株式の明文の条件に従い、普通株式の保有者は、如何なる制限、資格又は限度もなく、法律に規定する利益についての会社株主の全権利、利益、権能及び特権を有するものとする。

(3) 株式の数

本新株予約権1個につき1株

本新株予約権の目的となる株式の総数：19,264,841株

(e) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個につき

80.29米ドル⁽¹⁾⁽²⁾ (9,099円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：1,546,774,083.89米ドル⁽¹⁾⁽³⁾ (175,295,906,927円)

(注1) 未行使の新株予約権の対象とする株式数と行使価格は、当社の株主による本プランの承認日後に生じる、当社の会社組織、資本総額又は当社の普通株式に影響を及ぼす、再編成、資本再構成、株式分割、株式配当、株式併合、吸収合併、新設合併、株主割当、株式交換、株式の種別変更、利益分配、スピンオフ又はその他の変動があった場合には、本プランに基づく権利の希釈化又は増大を防止するために適切な調整を受ける。

(注2) 行使価格は、ニューヨーク証券取引所における当社株式の2016年2月29日の終値(80.29米ドル)である。

(注3) 本新株予約権がすべて行使された場合の最大見込数である。

(f) 新株予約権の行使期間

自2019年2月28日 至2026年2月27日

(注) ストック・オプションは2019年2月28日に、100%権利確定される。

(g) 新株予約権の行使の条件

ストック・オプションの行使時に、従業員によって行使価格全額の支払いがなされるものとする。行使価格は、付与時のストック・オプションの基礎となる株式の公正市場価格である。当社取締役会の報酬及び指導力開発委員会(以下「委員会」という。)が決定したとおり、従業員は、ストック・オプションの行使価格を現金、行使日の公正市場価額で算定された数の普通株式、若しくはそれらの組み合わせ、又は委員会が定めるその他の方法により支払うことができる。本プランに基づき付与されるすべてのストック・オプションの有効期間は、付与日から最長10年を超えないものとする。何れのストック・オプションも、受領者の死亡の場合を除いて、付与日より1年以内には、行使し得ないものとする。当該行使は、本プランの諸条件及び各従業員に提供された付与に関する資料に従うものとする。

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額：1株当たり 1米ドル(113.33円)

(i) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、通常、遺言又は法定相続法、遺産分割法による以外には、譲渡することができない。

(3) 発行方法

本プランに参加する当社子会社(本邦以外)の適格従業員5456名へ割り当てられる。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域（日本を除く）

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、ジブチ、ドミニカ共和国、エジプト、フィンランド、フランス、フランス領ポリネシア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、ケニア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、ベトナム

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|--|---------------------------|---|
| 1,546,774,083.89米ドル (175,295,906,927円)* | 20,000米ドル (2,266,600円) | 1,546,754,083.89米ドル (175,293,640,327円) |

* 上記「払込金額の総額」は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を意味し、本新株予約権が全て行使された場合の最大見込額である。

手取金の使途：上記の差引手取概算額1,546,754,083.89米ドル（175,293,640,327円）は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2016年2月29日（米国時間）

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし。

(9) 提出会社の資本の額及び発行済株式総数(2015年6月30日現在)

(a) 資本の額

普通株式(額面)及び優先株式(額面)：5,086,000,000ドル(576,396,380,000円)

(b) 発行済株式総数

普通株式：2,714,571株

シリーズA ESOP転換型クラスA優先株式：49,272,000株

シリーズB ESOP転換型クラスA優先株式：57,170,000株